

貸付条件の変更に関する取組実績について

当行は、中小企業金融円滑化法の期限到来（平成 25 年 3 月 31 日）後も、金融の円滑化に積極的に取り組んでおります。中小企業金融円滑化法の期限到来後の貸付条件の変更に関する実績は下記の通りとなります。

引続き、お客様の貸付条件の変更に関するお申し出に対し、適切な対応を行うよう努めてまいります。

記

（表 1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末	平成 25 年 12 月末	平成 26 年 3 月末	平成 26 年 6 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	55,690	59,217	62,984	66,141	
うち、実行に係る貸付債権の数	52,621	56,457	59,937	63,262	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	368	404	442	497	
うち、審査中の貸付債権の数	1,073	666	887	600	
うち、取下げに係る貸付債権の数	1,628	1,690	1,718	1,782	

（表 2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成 25 年 6 月末	平成 25 年 9 月末	平成 25 年 12 月末	平成 26 年 3 月末	平成 26 年 6 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	1,291,646	1,376,331	1,452,518	1,520,027	
うち、実行に係る貸付債権の金額	1,233,417	1,321,852	1,393,906	1,465,923	
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	7,706	8,152	8,702	9,879	
うち、審査中の貸付債権の金額	19,277	13,594	16,969	9,811	
うち、取下げに係る貸付債権の金額	31,243	32,731	32,940	34,412	

（注）1. 表 1 及び表 2 の各欄には、中小企業金融円滑化法の施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から同法の期限到来日（平成 25 年 3 月 31 日）までの申込案件ならびに、各期末までの申込案件を累積した件数と債権額を記載しております。

2. 表 2 に記載の額は、単位未満の端数を切り捨てて表記しております。

(表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,880	2,962	3,037	3,118	
うち、実行に係る貸付債権の数	2,378	2,455	2,525	2,582	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	53	59	67	69	
うち、審査中の貸付債権の数	45	38	20	35	
うち、取下げに係る貸付債権の数	404	410	425	432	

(表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の金額	31,350	32,223	32,913	33,805	
うち、実行に係る貸付債権の金額	25,229	26,043	26,634	27,276	
うち、謝絶に係る貸付債権の金額	609	679	785	819	
うち、審査中の貸付債権の金額	489	423	214	375	
うち、取下げに係る貸付債権の金額	5,021	5,077	5,277	5,334	

(注) 1. 表3及び表4の各欄には、中小企業金融円滑化法の施行日(平成21年12月4日)から同法の期限到来日(平成25年3月31日)までの申込案件ならびに、各期末までの申込案件を累積した件数と債権額を記載しております。

2. 表4に記載の額は、単位未満の端数を切り捨てて表記しております。

以上